

## 「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する追加意見の公表」について (紛争処理関係部分)

総務省で開催している「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」において主要論点として整理した検討項目のうち、紛争処理機能の強化の在り方を含む6項目について、平成18年4月4日(火)から同年5月10日(水)まで追加的に意見募集が行われ、5月15日(月)に提出された意見が公表された。

紛争処理機能の強化の在り方に関する意見については別添のとおり。

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する追加意見招請について(平成18年4月4日) -抜粋-

### 2. 追加意見招請項目

#### (5) 紛争処理機能の強化の在り方

5. 1 電気通信分野の競争ルールが事前規制から事後規制へと比重を移す中、電気通信事業者間の紛争事案を処理するための機能を強化するため、01年11月、総務省に電気通信事業紛争処理委員会を設置した。当該紛争処理機能については、本懇談会において当該機能に対し積極的な評価がなされつつも、更にその強化を図るべきであるとの意見が表明されている。
5. 2 そこで、PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化、市場構造の変化、ビジネスモデルの多様化などを踏まえ、紛争処理機能の一層の強化を図る観点から、どのような措置を講じることが必要か、以下の点について意見を求める。
  - 1) 「意見申出制度の拡充」や「問題となる行為等について申告等を可能とする制度の拡充」が必要といった意見が表明されているが、現行制度を拡充するために具体的にどのような措置を講じることが考えられるか。
  - 2) 「紛争の態様の変化に応じて紛争処理委員会の一定の機能強化が求められてくる」との意見が表明されているが、現在の紛争処理機能は電気通信事業者間の紛争事案について、あっせん、仲裁、裁定を行なう仕組みであることを踏まえ、当該制度において取り扱うべき紛争事案の範囲などについて、どのように改善することが考えられるか。
  - 3) その他、紛争処理機能の強化を図る観点からどのような措置を講じることが考えられるか。

検討項目	意見の内容
<p>1) 「意見申出制度の拡充」や「問題となる行為等について申告等を可能とする制度の拡充」が必要といった意見が表明されているが、現行制度を拡充するために具体的にどのような措置を講じることが考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省や公正取引委員会への意見申出制度の拡充、改善、体制整備等を行うことが考えられます。</li> <li>・具体的には、意見申出手続きの簡素化や、専門部署の設置や人員の確保、総務省と公正取引委員会の連携を強化することなどが考えられます。</li> <li>・また、事業者間接続だけでなく、他事業者の営業を阻害する不正営業に関する事項についても意見申出等の対象とすることが適当です。不正営業については、「電気通信分野における競争の促進に関する指針」に規定されるような形態のものが想定されます。</li> <li>・加えて、問題となる行為の事前防止策として、「電気通信分野における競争の促進に関する指針」において、IP 化の進展により発生すると想定される問題行為を追記、明文化することが必要です。</li> </ul> <p>(ソフトバンクグループ)</p>
<p>2) 「紛争の態様の変化に応じて紛争処理委員会の一定の機能強化が求められる」との意見が表明されているが、現在の紛争処理機能は電気通信事業者間の紛争事案について、あっせん、仲裁、裁定を行なう仕組みであることを踏まえ、当該制度において取り扱うべき紛争事案の範囲などについて、どのように改善することが考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IP 化の進展に伴い、事業者間の紛争案件は、さらに多様化・複雑化していくことが考えられます。このため、紛争処理委員会においても、現状以上の専門性が求められることが考えられます。</li> <li>・具体的には、電気通信技術、制度、電気通信事業者における事業の実態の把握等に関し、専門的な対応を可能とする体制の整備が必要です。</li> <li>・また、垂直統合型ビジネスモデルの拡大に伴い、電気通信事業者と電気通信事業者以外の事業者の間にも紛争が拡大していくことが想定されます。そのような紛争の範囲拡大に対処するように、適宜制度改正を行うことが適当です。</li> </ul> <p>(ソフトバンクグループ)</p>

電気通信紛争処理委員会が設置され5年を経過しようとしています。電気通信事業者間の裁判外紛争解決（ADR）として、十分寄与してきたと僭越ながら評価させていただいております。しかしながら、電気通信事業者間の紛争には、テクノロジーの進歩が急速であることにも関連して、早期に解決すべき事項が多いので、より迅速な紛争処理をされることが望まれます。その意味で、早期解決を前提として、窓口機能をより充実して処理件数を増やす、紛争解決方法としては、現状の「あっせん」を中心とするものから、より強制力のある「仲裁」、「裁定」の頻度を増加する仕組みを検討されるようお願いいたします。

（KVH）

接続以外の事業者間交渉や、電気通信事業法に明確に定義されていない競争条件の同等性確保に関する具体的な問題についても紛争処理委員会の対象範囲とすべき。

（イーアクセス）

通信事業者間の通信ネットワーク接続に関する紛争だけではなく、通信ネットワークとコンテンツ・アプリケーション等のレイヤー間での紛争について現状紛争を解決する手段がないため当委員会の紛争事案の範囲とすることが必要だと考える。

（モバイル・コンテンツ・フォーラム）

#### ◆取扱うべき紛争事案の範囲の拡大と機能強化

<事例>

- ①Bフレッツと競合する場合のケーブルテレビ事業者への回線貸し出し料金の高値設定。
- ②電柱共架の手続きに際し、不適格柱が多くであるが現場確認すると殆どOKになる。
- ③NTT関係会社と業務委託契約をしていたが、プライマリIP電話サービスの業

	<p>務委託をしたところNTTとの競合理由により業務受託を拒否された。</p> <p>④理由もなくケーブルテレビのインターネットは間もなく利用できなくなるなどのセールストークによる勧誘。</p> <p>⑤NTT東西が放送サービス会社（マーケティング会社）に出資し、放送事業者と一体となって販促活動を行っている。これは実質的に放送事業への参入でありNTT法に違反する。また、NTTが実質的に支配する子会社等を通じ放送事業に参入することになれば、NTT法の精神に違反する。</p> <p>⑥NTT東西は圧倒的な資金力を背景にラストマイルのインフラを独占化しつつある。1万円の商品券を提供したりするなどの射幸心を煽り、一年間半額等の割引をあたかも定価のごとく利用者に誤解させ、極端な割引を適用して一時的な割安感を利用者に持たせて等、圧倒的なインフラと利用者を背景に公正な取引が犯されている。</p> <p>⑦ベストエフォートとして100メガを謳って宣伝しているが、実測を明記して消費者へ商品説明を明確化するべきで、過去に公正取引委員会からの指摘を受けているにもかかわらずまかり通っている。スピードの表示について実測地の表現を義務付けること。</p> <p>◆提案</p> <p>①紛争処理・監視のための機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT法・独禁法・電気通信事業法は法制度の趣旨・目的が異なりNTTの市場寡占の抑制効力を期待し難いため、取扱うべき紛争事案の範囲を拡大し、これらを総覧する体制を構築し、国民の利益となるよう改善すべきである。</li> </ul> <p>(日本ケーブルテレビ連盟)</p>
<p>3) その他、紛争処理機能の強化を図る観点からどのような措置を講じることが考えられるか。</p>	<p>現在の紛争処理機能は、ほとんど事業者間の紛争処理に特化している。これは、通信や放送といったハード、ソフト一体型のビジネスモデルを前提とするものであり、今後のレイヤー型構造の時代においては、このような紛争処理の方法は馴染ま</p>

ない。むしろ、利用者利益を確保する観点から、支配的事業者に課した市場参入要件の遵守、及び反競争的行為に関する監視が重要となってくる。現在の総務省電気通信事業紛争処理委員会や公正取引委員会等で、このような機能を担うことは現実的には難しい。

英国Ofcom(情報通信庁)や米国FCC(連邦通信委員会)のように、事業者、政治、振興部門から独立した中立的な立場から、紛争処理等を実施する独立規制機関の設置について検討する必要がある。

(日本経済団体連合会)

紛争処理機能も電気通信市場の監視を常日頃から行い、市場支配力を背景とした、不平等な慣行が横行しないよう十分配慮されることが重要であると考えております。

(KVH)

①紛争処理・監視のための機能強化

・電気通信事業紛争処理委員会事務局に対し更なる改善権限の強化・付与等による紛争処理・監視機能の整備を図り、事後処理に限らず、将来予想される紛争を未然に防止・抑制する機能を強化すべきである。

②NTT子会社及び実質的に支配する関係会社も含め、NTTの放送への参入という観点で監視を強化すべきである。

③『情報公開』のルール化

既にケーブルテレビ事業者においてNTTの特権的地位の濫用に当る疑わしき事例が発生しており、こうした事例の発生防止・抑制のためにNTT等に対し、情報公開を義務付けることによる透明性の確保を図る。

(日本ケーブルテレビ連盟)

・事後規制型ルールへの転換に伴い、競争の実態を把握するため、市場を監視する

機能を強化すべきと考える。

(富士通)

紛争処理委員会の創設等、紛争処理メカニズムを整備した結果、個別の紛争等が迅速に処理され、紛争処理メカニズムの存在自体が、事業者間協議を円滑化させ、紛争抑止にも効果を発揮したと認識しています。

今後、IP化の進展に伴うサービス・接続形態の多様化により、事業者間の紛争も従来の枠を超えた領域に広がることも想定されることから、紛争処理メカニズムには、競争評価スキームとの横断的な連携（紛争処理委員会のオブザーバー参加）等、市場の変化に即応できる仕組みの検討が必要になると考えます。

(KDDI)

- ・ 紛争処理委員会の創設以来、数々の紛争案件が迅速に処理されてきたことを踏まえれば、現行の紛争処理機能は有効に機能していると認識しております。
  - ・ なお、昨今の市場ニーズの急激な変化、競争の激化等により、接続事業者が経営破綻する事例が発生しており、①接続事業者の要望に応じて当社が新たに開発・投資する機能等の費用は、要望事業者があらかじめ負担する、②破綻後は、サービスの継続に配慮をしつつも、確実な債権回収が図れるよう迅速に処理するといった考えを基本に、今後の紛争事案等の解決にあたっていただきたいと考えます。
- (東日本電信電話株式会社)

- ・ 紛争処理委員会の創設以来、数々の紛争案件が迅速に処理されてきたことを踏まえれば、現行の紛争処理機能は有効に機能していると認識しております。
- (西日本電信電話株式会社)

- ・ 紛争処理委員会の創設以来、数々の紛争案件が迅速に処理されてきたことを踏ま

えれば、現行の紛争処理機能は有効に機能していると認識している。

(NTT)

- ・ IP化の進展により様々なビジネスモデルが登場し、競争も、またそれに伴う紛争も多様化することが考えられるため、まず紛争処理機能強化ありきではなく、競争の激化と業界の複雑化を踏まえ、透明性・客観性・中立性を従来以上に確保するための議論も必要と考えます。
- ・ また、紛争処理にあたっては、基本的には、事業者の自由な交渉結果が尊重されるとともに、インフラ事業者の設備投資及び研究開発インセンティブにも十分配慮して判断していただきたいと考えます。

(NTTドコモ)

#### 【提案】

公正な立場の当該機関の影響を有効に行使するため、発生時点での把握、ルール化時点での提言機会の確保と監視機能を主旨とし以下具体的項目を提案する。

1. 重要な複数事業者間協議のアドバイザーに総務省担当課に加え、紛争処理委員会事務局を派遣し、ドミナント規制の見地からの提言の機会を確保し協議の公正さを監視する。
2. 競争評価、認可審議についてドミナント規制の見地からのオブザーバ参加を行い提言の機会を確保し監視する。
3. 1. 2. での監視結果について月次等にて報告会を設け、意見を表明 オープンな場で意見を聴取し自ら提言を行う。結果は審議会等に報告する。
4. あっせん等申請事業者の身分が明らかな場合は事務局が内容を把握、内容を作成する等申請を簡略化する。
5. 「紛争」という名称はそれだけで敷居が高くなるためやわらかい名称に変更を望む。

(ジェイコムグループ)

The United States has long urged Japan to create a truly independent regulator, by transferring regulatory functions to a ministerial agency that is shielded from the political influence of the government's policy promotion functions for the telecom sector.

Furthermore, the Government of Japan has a legal obligation to own one-third of NTT shares, which creates a conflict of interest. As a case in point, the United States notes that Japan's Telecommunications Business Dispute Settlement Commission, established in 2001, exists under the auspices of the regulator, MIC. The United States encourages Japan to consider, among other reforms, ensuring the independence and impartiality of the Dispute Settlement Commission by establishing an independent regulator. (仮訳：米国は日本に対し、政府の政策推進機能の政治的影響を受けないような行政機関に電気通信部門の規制機能を移すことによって真に独立した規制機関を設置するよう、長期にわたり強く要請してきた。さらに、日本政府はNTT株式の3分の1を所有する法的義務があり、これにより、利害の衝突が生じている。適例として、米国は、2001年に設立された電気通信事業紛争処理委員会が、規制当局であるMICの傘下にあることに注目している。米国は日本に対し、改革の中でも特に、独立した規制機関を設置することによって電気通信事業紛争処理委員会の独立性と公平性を確保することを考慮するよう要望する。)

(米国政府)

# IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会(参考)

## ■開催趣旨

- 通信網が回線交換網からIP網へ転換を遂げようとしている中、本格的なIP化の進展に対応した新しい競争ルールの在り方を検討することが重要な課題となっている。
- 具体的には、本格的なIP化時代の到来に向けて、
  - 1) 今後の競争ルールの在り方に関する基本的考え方を改めて整理するとともに、
  - 2) 競争ルール、とりわけ、料金・接続政策の在り方について検討課題を抽出し、今後の検討のロードマップの明確化を図ることが、電気通信分野の競争政策の予見性を高め、ブロードバンド市場の各プレーヤがそれぞれのビジネスモデルを高度化・多様化させることに資するものと考えられる。
- このため、IP化への動きが本格化していると想定される2010年代初頭を念頭に置いて、本格的なIP化時代の競争ルールの在り方について検討することを目的として、平成17年10月28日から開催(平成18年9月を目途に報告書を取りまとめる予定)。

## ■主な検討項目

- 本格的なIP化時代の競争政策の基本的考え方
- 新しい接続政策の在り方
- 新しい料金政策の在り方

# IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会

## ■ 構成員

### (座長)

林 敏彦 (放送大学教授)

### (座長代理)

酒井 善則 (東京工業大学大学院理工学研究科教授)

### (構成員)

依田 高典 (京都大学大学院経済学研究科助教授)

江崎 浩 (東京大学大学院情報理工学系研究科教授)

尾家 祐二 (九州工業大学情報工学部電子情報工学科教授)

佐藤 治正 (甲南大学経済学部教授)

菅谷 実 (慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授)

関口 博正 (神奈川大学経営学部助教授)

東海 幹夫 (青山学院大学経営学部教授)

藤原 まり子 (株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員)

舟田 正之 (立教大学法学部教授)

増野 大作 (野村證券株式会社金融経済研究所企業調査部主任研究員)

森川 博之 (東京大学大学院新領域創成科学研究科助教授)